

令和5年度 第2回陸別町学校運営協議会

日 時：令和5年11月28日（火）午後7時30分より
場 所：陸別町役場 3階 第3会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- 1) 小中一貫教育推進状況報告
- 2) 学校運営協議会事業報告
- 3) 地域学校協働活動報告
- 4) 学校運営の取組状況報告
- 5) 熟議
- 6) その他

4 閉 会

○議 事

令和5年度 陸別町小中一貫教育推進事業

4月27日 小中一貫教育総会（前回報告済）
小 学 校：15名
中 学 校：13名
教育委員会： 5名 計33名

4月24日 小中一貫野外奉仕活動
参加 小4： 6名 小5：16名
中1：15名 中2：14名
中3：14名 計 65名

4月～ 乗り入れ授業の展開
数学：渡邊耕平 教諭
英語：梅木美沙 教諭・Tim 英語指導助手

7月14日 小中一貫研修会
「i-check の活用について」
講師：東京書籍株式会社 小畠様，片貝様
小 学 校：13名
中 学 校： 9名
教育委員会：な し 計22名

7月18日 小中一貫研修会
「板書とICT」講師：十勝教育局 高橋指導主事
小 学 校：14名
中 学 校：11名
教育委員会： 1名 計26名

11月10日 陸別町教育研究大会
小 学 校：16名
中 学 校：15名
教育委員会： 5名 計36名

（今後の予定）

12月13日で計画 第1回小中一貫小6体験登校
2月 第2回小中一貫小6体験登校

2) 学校運営協議会事業報告

○8月30日(水) 13:00~15:00(オンライン研修)

13:00~16:00(対面研修:庁舎2階講堂)

令和5年度 地域と学校の連携推進協議会(道東)

主催:北海道教育委員会 主管:根室教育局

参加:根室管内・釧路管内・十勝管内

参加者 土屋副会長 北村主任(オンライン) 小田委員(対面) 計3名

内容 行政説明「CSと地域学校協働活動の一体的な推進について」

説明:根室教育局教育支援課 社会教育指導班 村上主査

実践発表「地域の実情に応じた取組の実際及びその成果と課題」

①「地域と共に育む野付の子」

発表者:別海町立野付小学校 校長 打川 真由美 氏

②「総合防災訓練をとおした地域とともにある学校づくり

&学校を核とした地域づくり」

発表者:芽室町教育委員会総括的地域学校協働活動推進員

吉藤 清孝 氏

③「北海道白糠高等学校におけるCS導入までの取組」

発表者:北海道白糠高等学校 教頭 滝沢 晶子 氏

協議 「各学校や地域が抱える課題解決と今後の取組に向けて」

各会場で4~5人のグループで協議を実施

参 考 当日学校は十勝教育局指導主事訪問の日のため、欠席

○10月27日(金) 14:30~16:30(オンライン研修:Zoom 配信)

令和5年度「十勝教育を考えるつどい」

主催:十勝管内教育委員会連絡協議会

主管:十勝東部ブロック(幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町)

後援:北海道教育庁 十勝教育局

参加者 有田教育長 副島次長 遠藤主任主査 今野主事補

松野主事補 計5名

内容 行政説明「北海道及び十勝管内における部活動の地域移行の状況」

説明:十勝教育局教育支援課 地学協働主査 有働 雅哉 氏

講演『持続可能な文化・スポーツ活動を目指して』

講師:静岡県掛川市教育委員会 指導主事 沢田 佳史 氏

指導主事 大原 基彰 氏

パネルディスカッション

「子どもたちのスポーツ・文化に親しむ機会を

確保するために地域がすべきこと」

コーディネーター:静岡県掛川市教育委員会 指導主事 沢田佳史 氏

パネラー:十勝東部ブロック代表

3) 地域学校協働活動報告（学校支援関係：教育委員会が連絡調整したもの）

事業	対象		内容		講師	開催日	場所	備考
地域学校協働活動	小学校	全学年	水泳指導		足寄水泳協会	7/5（水）～ 8/25（金）	陸別町水泳 プール	全12日 16授業
		3年生	毛筆指導	野島俊彦		9/19（火）	小学校	
		4年生				9/5（火）		
		5年生				9/26（火）		
		6年生				9/11（月）		
		1年生	読み聞かせ	前田智恵子 久禰田紀子		11/7（火）	小学校	
		2年生				11/8（水）		
	中学校	全学年	交通安全 薬物乱用防止		陸別駐在所 田中裕樹	7/21（金）	中学校	
		3年生	食育指導		JA 青年部	11/14（火）	中学校	
	土曜授業	中学校	3年生	行政相談 出前授業		行政相談員 小栗幹夫ほか	10/14（土）	中学校
全学年			ネットトラブ ル防止教室		陸別駐在所 田中裕樹	10/14（土）	中学校	
1年生			郷土資料室 斗満出土石器		教育委員会	11/25（土）	中学校	
3年生			町長講話		本田 学	12/16（土）	中学校	
全学年			ふるさと教育		空井猛壽	2/17（土）	中学校	
ふるさと科	中学校	全学年 ほか	模 擬 議 会	学習	陸別町議員	8/28（月）	中学校	全 学 年
				見学	議会事務局	9/5（火）	議会議場	2・3年生
				議会	議長・町長・課長等	10/2（月）	議会議場	3年生のみ
	1年生	国 史 跡		教育委員会	9/26（火）	チャシ		
	1年生	町指定文化財 斗満旧石器			9/28（木）	公民館		
出前授業	小学校	5年生	海水実験	国立環境研 町田敏暢	11/24（金）	小学校	社会連携 連絡協議会	
		6年生						
	中学校	1年生	科学と インドの話	名古屋大学	11/24（金）	中学校		
		2年生						
その他	中学校	2年生	職場体験 学 習		各事業所 担 当 者	9/13（水） 9/14（木）	町 内 各事業所	15か所

参考資料

【令和5年度 町民が関わった学校運営・学校行事等（地域学校協働活動を除く）】

陸別小学校		陸別中学校	
活動内容	実施主体	活動内容	実施主体
校区支援ネットワーク （登下校のみまもり）	各自治会	学校内外環境整備 部活動指導（バドミントン）	陸中PTA 個人
運動会準備・片付け	陸小PTA		
学校内外環境整備	陸小PTA		
家庭教育学級 つどい	家庭教育学級		

【令和5年度 主な学校行事予定】

陸別小学校		陸別中学校	
4月10日	入学式	4月10日	入学式
4月16日	参観日・PTA総会	4月16日	参観日・PTA総会
5月10日	5・6年生遠足	4月19日～21日	3年生修学旅行
5月11日	3・4年生遠足	5月27日	第64回体育祭
5月19日	1・2年生遠足	6月28日	地域参観日①②③
6月10日	大運動会	～6月30日	
6月22日～23日	5年生宿泊学習	7月5日～6日	2年生宿泊研修
6月28日	参観日	7月13日	1年生野外体験学習
7月20日～21日	6年生修学旅行	7月25日	1学期終業式
7月24日	1学期終業式	7月26日	夏季休業
7月25日	夏季休業	～8月17日	（23日間）
～8月17日	（24日間）	8月18日	2学期始業式
8月18日	2学期始業式	9月19日～20日	夏季休業
9月9日	陸小まつり	9月21日～22日	冬季休業
9月21日	夏季休業振替休日	10月28日	第64回文化祭
10月21日	学習発表会	12月16日	土曜授業・参観日
12月2日	土曜授業・参観日	12月22日	2学期終業式
12月21日	2学期終業式	12月23日	冬季休業
12月22日	冬季休業	～1月14日	（23日間）
～1月15日	（25日間）	1月15日	3学期始業式
1月16日	3学期始業式	2月22日	授業参観日
2月9日	新入生児童説明会	3月15日	第77回卒業式
3月1日	参観日	3月22日	令和5年度修了式
3月22日	令和5年度卒業式		

4) 学校運営の取組状況報告（別紙資料を参照ください）
説明資料 ～ 陸別小学校 陸別中学校

5) 熟議

テーマは会議当日発表いたします。

6) その他

【次回会議】

第3回陸別町学校運営協議会【3月中旬予定】

- ・小中一貫教育事業報告及び主な学校行事
- ・学校運営協議会／地域学校協働本部事業報告
- ・学校評価について（最終）
- ・次年度の学校運営協議会、地域学校協働本部事業について
- ・熟議

【ホームページ掲載】

陸別町ホームページ → 教育・文化 → 教育行政 → 学校運営協議会
(☆各種委員会委員等)

○陸別町学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 15 日教育委員会規則第 2 号
令和 2 年 3 月 3 日改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

（設置）

第 3 条 陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合は、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 4 条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること。
- （2）教育課程の編成に関すること。
- （3）学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- （4）その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校、家庭及び地域の連携促進）

第 6 条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。

（学校運営等に関する評価）

第 7 条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第9条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、対象学校の校長のほかに、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の児童又は生徒の保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、無報酬とする。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第 12 条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められたとき。

(庶務)

第 18 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。